

西区猫トラブル『0』をめざす 街づくり事業

黒澤 泰
西福祉保健センター生活衛生課

果、課題等、今後の参考になることを期待して記載するものである。

1 猫に関する トラブルの実態把握

西区における猫に関するトラブルの実態を把握し、今後の動物行政施策の資料とするため、区民への「猫に関する意識調査」を実施した。

【調査期間】

平成15年10月1日から12月26日

【調査方法】

調査票には、猫に関するトラブルの内容、対策、注意事項等14項目を記入してもらった。

・区内保健活動推進員181人（一人5世帯の調査票を依頼）、食生活等改善グループ139人、区民会議委員120人に調査票を依頼した。

【意識調査の結果】

回収率は84・5％で、西区の実態が明らかになった。

猫が起こす被害については、回答者の52・6％が被害で困っており、被害の内容としては86・3％が「フン・尿の排泄」、60・6％が「敷地内への侵入」、46・8％が「繁殖期の鳴き声」の順に多

表1 Q. 3か月以内に被害で困ったことがありますか？

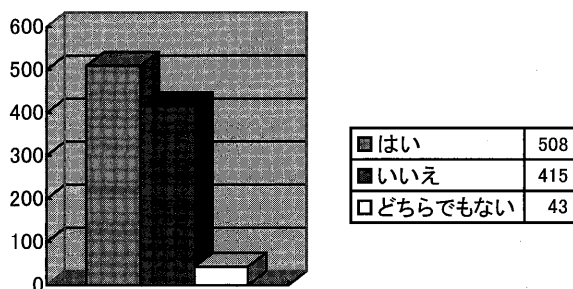
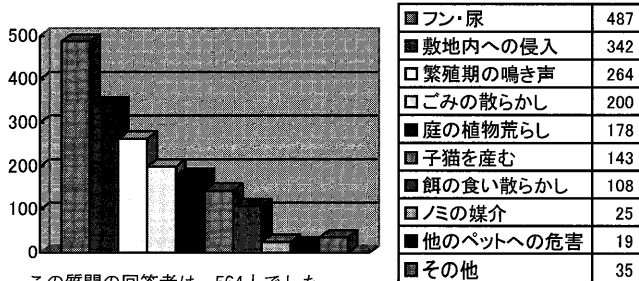


表2 Q. どのようなことで困りましたか？（複数回答）



この質問の回答者は、564人でした。

いという結果であった（表1・2）。

また、猫を飼養する際の注意事項は、屋内飼育では「フン・尿の排泄」と回答した人が一番多く74・7％、次に「毛の飛散」「ノミの繁殖」の順であった。

屋外飼育では、「近所の迷惑」が87・5％で一番多く、「フン・尿の排泄」「交通事故」「感染症」の順であった。

これらの調査結果から、多

くの区民が猫による被害を受けている実態が分かると同時に自由意見で行政に対して、猫に関する施策の充実を求める意見が寄せられた。

そこで平成16年度から区づくり推進事業として、動物愛護精神に基づく方法で猫に関するトラブルを減少させ、区民が快適に生活できる街づくりを目標とする「猫トラブル『0』をめざす街づくり事業」を実施した。

2 西区猫トラブル「0」をめざす街づくり事業の概要

(1) 猫の生息状況調査の実施

西区全体の猫生息数(飼い猫とノラ猫)を把握することで、今後の施策を推進するための基礎資料として利用した。

【方法】

ア 西区の猫に関する施策について、事業説明を求められた自治会・町内会、区民会議

地域社会部会、保健活動推進委員会などの各種団体へ、事業説明会を実施した。

イ その中で羽沢西部自治会

及び羽沢東部自治会の協力により、当該自治会区域内のノラ猫生息数を綿密に把握した。特に東部地区では、町内の地図に猫の写真を添付した「ノラ猫マップ」を作成した。

ウ ノラ猫生息数は、「世帯密度」「猫苦情件数」に正の相関、「猫引取り件数」に負

の相関があると仮定し、両自治会の数字をベースに面積比等を換算して各町のノラ猫生息数を算出した。

飼い猫については、前年度

実施した意識調査の結果から西区が独自に推計した(表3)。

(2) 猫に関する検討委員会の開催

猫について関心があり前向きな意見を持つ区民から検討

委員を公募し、6回の検討委員会を開催し、猫によるトラ

ブルを減少させるために必要な方策を検討した。

【委員会の構成】

保健活動推進委員会、食生活等改善推進委員会、区民会議、獣医師会、動物ボランティア団体から各1人、自治会・町内会の推薦で4人、公募委員4人の計13人によって構成された。

【委員会の開催】

平成16年6月～11月(6回開催)

【主な検討内容】

ア 西区の方向性として、「ノラ猫を排除すること」で

ラブルを解決するのではなく、人と猫が共存する方法」で解決を図る。

イ 西区の地域特性を反映した猫の飼育ルールである「猫の飼育ガイドライン」を検討・作成する。

ウ 西区獣医師会との連携協力体制を確立する。

エ 猫ボランティアの人材発掘及び育成を図る。

オ ガイドラインを普及するための区民で構成された協議会組織の設立を図る。

(3) 西区猫の飼育ガイドラインの内容

【基本的な考え方】
西区内で飼い猫やノラ猫等

が地域を徘徊し、住民に迷惑を及ぼしている原因を考えると、猫の自然増(繁殖)を根源として秩序のないエサやり、糞尿被害、鳴き声へと波及していく。

そこで当面の対応として、地域で生息するノラ猫の適正管理の手段である不妊去勢手術を推進し、ノラ猫の数をコントロールしていくこととした。また、現在無秩序に屋

外で生活している猫を飼い主、世話をする人、地域住民等が適切な飼育管理の徹底を行うことで、「ノラ猫」及び「そと猫」を「地域猫」又は「家猫」へと移行し、猫に関するトラブルを減少させ「人と猫の共存」実現を目指すこととした。

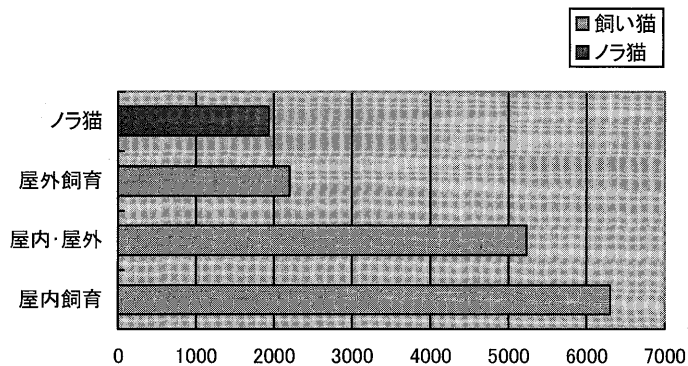
【猫の定義】

・家猫…主に屋内で生活し、人が生活のすべてを管理している猫。(屋外と屋内の出入りが自由な猫を含む)

・そと猫…屋外で生活し、人からエサはもらっているが、排泄や繁殖制限などの管理はされていない猫。

・ノラ猫…屋外で生活し首輪等の目印もなく、全く人に管理されていない猫。

表3 西区の猫総数：15,663匹(推計数)
飼い猫：13,730匹(屋内飼育率40.2%)
ノラ猫：1,933匹



・地域猫：屋外で生活する猫を地域で適切に飼育管理し、一代限りの生をまっとうさせることについて、地域住民の認知が得られた猫。

〈飼育のルール〉

家猫の飼い主が守るべきルールと屋外で生活する猫の世話をする人が守るべきルールの2種類を制定した。

〈資料編〉

猫の健康管理としてライフサイクルと病気について、更に緊急・災害時等の対策、地域防災拠点一覧、動物病院一覧、動物の愛護及び管理に関する法律を掲載し、区民にとって必要な情報を盛り込んだ。

平成17年2月に制定された「西区猫の飼育ガイドライン」は、広く区民に知らせるために冊子とチラシを作成・配布した。
冊子…500冊 ダイジェスト版チラシ…2,000部

(4)「西区の猫を考える協議会」の設立

完成したガイドラインをより多くの区民に普及させ、猫問題を地域の問題として解決していくために、西区獣医師

会、猫の活動ボランティア、地域代表等をメンバーとした

「西区の猫を考える協議会」が、平成17年2月17日に設立された。この協議会は、行政がメンバーに入らない区民で構成された独自の組織である。

協議会では、ガイドラインの普及による人と猫の共存できる街を目指し、勉強会の開催、不妊去勢手術のための捕獲オリの貸し出し、手術費用補助、地域猫モデル地区への支援、チラシ・ポスター作成等の活動を実施している。

(5)「猫との共存をめざすモデル地区」の募集、認定

平成17年4月からは、猫との共存によりノラ猫のトラブルを解決しようとする地域で、住民の理解が得られた地域（自治会・町内会）を募集し、住民への説明会実施後、「地域猫実施モデル地区」として認定した。モデル地区では、住民の理解と協力のもと協議会ボランティアとともに不妊去勢手術の実施、猫トイレの設置、フンのパトロール、エサ場の確保等ガイドラインに基づいて地域内で検討されたルールに従って猫の適正飼

育を実施した。

さらにモデル地区内でガイドラインに基づいて適正飼育を推進する人（主に猫の世話をする人）を募集し、勉強会受講後に「地域猫推進員」として認定した。活動中はアピールの意味を込めて、地域名と地域猫推進員である旨が明記された腕章をして活動している。

平成18年11月までに、5か所の自治会・町内会がモデル地区としての認定を受けている。

3 事業の成果

(1)不妊去勢手術の実施によって子猫の数が減り、翌年からはフンや鳴き声、臭い等の地域内トラブルが減少した。これが最大の成果である。ただし、成果がでるのは、今日から始めても一年後のことである。
(2)地域で話し合うことにより、住民に猫問題を解決しようとする共通意識が根付くとともに、猫を共通の話題として住民同士のコミュニケーションが図れるようになった。
また、猫の問題だけでなく防犯や防災、環境美化、福祉、児童教育等の地域問題をみん

西区
猫の飼育ガイドライン
<ダイジェスト版>
猫トラブル『0』を目指して
西区役所生活衛生課

なで協力して解決しようとする意識が向上し、地域社会の活性化につながっている。

(3)猫の世話をする人が早朝、深夜コソコソすることなく、堂々と活動し、フン、ゴミ、落ち葉の清掃やエサやりを住民に迷惑をかけないように責任を持って管理することで、地域の環境美化に大きく貢献している。

(4)地域で世話する猫に日頃から接することで、命の大切さや弱者への思いやりを子供達が自然に学ぶことができる。動物の温もり、心臓の鼓動を感じるだけで、生きている現実を学び、小さい者、弱い者への対応を身につけることが

でき、命を粗末にする子供達やいじめの子供達を減らすことにつながる。

4 今後の課題

(1)区民主体の協議会を支援することで協議会会員を増やし、実際活動できる人を確保しながら活動の充実を図り、行政との協働でトラブルを解決できるシステムを構築する必要がある。

(2)今以上にノラ猫を増やさないための不妊去勢手術が、スムーズに実施できるように動物病院、行政、地域との連携体制を確立する必要がある。
(3)猫に関しては、自分に危害



が及ばなければ関心を持たない区民が多く、猫についての誤った知識や理解をしている人が多くいる。そこで猫の習性、生理、生態を正しく啓発するための学習する機会を設け、区民の関心と意識レベルの向上を図る必要がある。

ラブルが確実に減ることを理解してもらい、実践する地域猫実施モデル地区を増加していく必要がある。人の意識を変えることは大変難しいが、時間をかけて丁寧に説明することが必要である。

ことができない。猫の置き去り、捨てる行為は遺棄であり犯罪である。絶対に捨てさせない、置き去りさせない方策を徹底する必要がある。

(6)「トップや担当の人が代わると方針も変わる。」と市民から指摘されるが、動物愛護意識の普及のように長い時間をかけて進める事業などは、

5 まとめ

引き継いでいく事が大変難しいことである。全国的にも評価され、注目されている事業だけに結果がでるまで継続実施させる必要がある。

この事業は、「ノラ猫の数をゼロにするのではなく、ノラ猫によるトラブルをゼロにする。」ことを目指したものであり、そのための方策を区民である検討委員とともに考えてきた。そして、人と猫が共存していく方向で努力すれば、今すぐに解決しなくても、近い将来必ずトラブルは減少していくことで共通認識を得ることができた。

また、共存するために必要なものとして、猫の世話をする人が守るべきルールである「猫の飼育ガイドライン」を作成し、ガイドラインに基づいて適切に猫の世話する事で、地域の中でノラ猫の存在を理解してもらうことができ、これが「地域猫」であり、人と猫の共存の目標でもある。

当初、単なるノラ猫の苦情処理として始まった事業であったが、意識調査の自由意見や地域説明会の席上での意見を聞くと、猫自身の問題よりも近所との人間関係に多くの問題があった。この事業の目標である「地域猫」活動を始めた地域では、猫問題の解決と同時に人間関係も良好になり、地域内のコミュニケーションは活性化されている。猫をテーマとして住民同士がよく話し合い、問題点、解決策を見出していくことで地域が一体となっていくのである。これは苦情処理事業だけではなく、立派な街づくり事業であると考える。

平成9年に全国に先駆けて定義づけて実践した、横浜が発祥の「地域猫」の考え方を、多くのノラ猫で困っている地域でも実践することで、より良い人間関係が築かれ、人も猫も住みよい、ゆとりのある街になることができると考える。